

# 一般社団法人電波産業会 電磁環境委員会規程

1997年(平成9年)9月25日第4回通常総会制定  
2019年6月25日第9回定時総会改正  
2022年6月28日第12回定時総会改正

## (目的)

第1条 一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）定款第42条の規定に基づき、当会の電磁環境委員会（以下「委員会」という。）については、この規程の定めるところによる。

## (任務)

第2条 委員会は、電波の利用に伴う電磁環境問題について調査研究及び普及・啓発活動を行い、もって、電波の利用促進に寄与する。

## (構成)

第3条 委員会は、次条の第1項及び第2項に規定する委員及び特別委員により構成する。

## (委員)

第4条 委員は、委員会への参加を希望する者（その者が法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）である場合にあっては、その法人等が指定する者）のうちから、会長が委嘱する。

2 会長は、必要に応じ、学識経験者のうちから特別委員を委嘱することができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1名及び副委員長3名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員及び特別委員のうちから、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

## (委員長及び副委員長の任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長及び副委員長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで

は、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第6条の2 委員会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者に対して会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を提出する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の経費)

第7条 委員会の通常の運営に必要な経費及び委員会が特別の活動を行うにあたり必要な経費を、それぞれ通常会費及び特別会費（以下「会費」という。）として徴収する。

- 2 通常会費は一口年額50万円とし、特別会費は委員会が議決した額とする。
- 3 委員は、通常会費については当会定款第46条に規定する事業年度ごとに、特別会費については委員会が議決したところにより、当会に納入しなければならない。
- 4 既に納入した委員会の会費は、これを返還しない。

(退任等)

第8条 委員は、死亡、解嘱、届出又は当該委員を指定した法人等の解散若しくは破産により退任する。

- 2 委員が1年以上委員会会費を納入しないときには、会長は当該委員の委嘱を取り消すものとする。

(開催)

第9条 委員会は、必要に応じ、委員長招集により開催する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、当会の事務局が行う。

(委員会への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成9年9月25日から施行する。

附 則 （平成19年6月27日第24回通常総会改正）

この規程の改正は、平成19年6月27日から施行する。

附 則 （平成21年12月11日第3回臨時総会改正）

この規程の改正は、一般社団法人への移行の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則 （2019年6月25日第9回定時総会改正）

この規程の改正は、2019年6月25日から施行する。

附 則 （2022年6月28日第12回定時総会改正）

この規程の改正は、2022年6月28日から施行する。